

静岡市の情報公開

令和3年度情報公開制度運用状況報告書

令和4年9月

静岡市総務局総務課

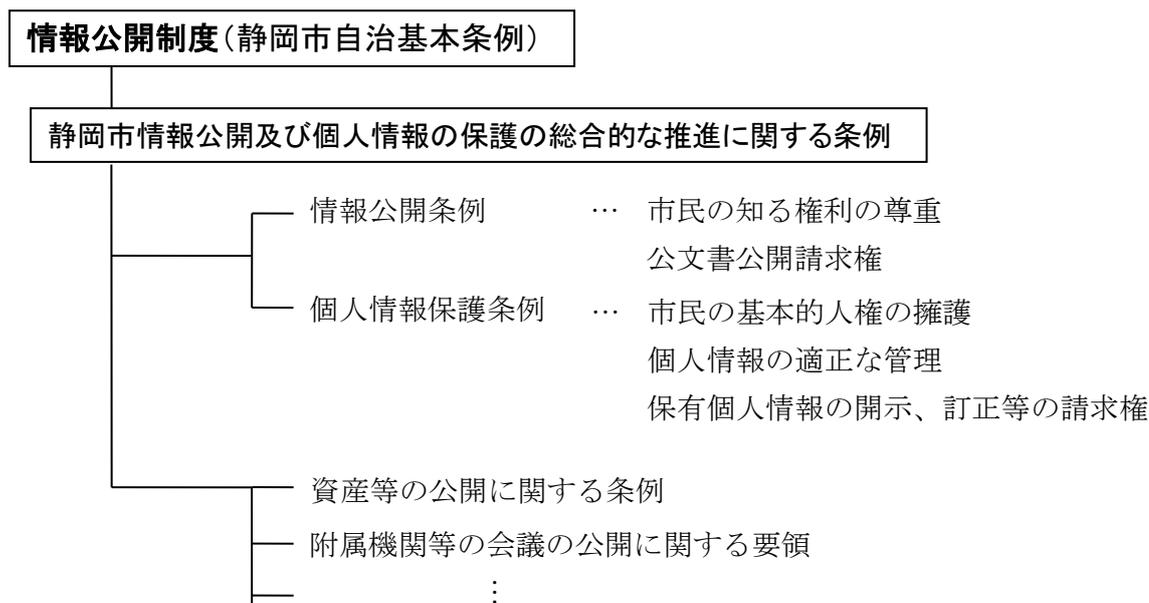
目 次

第1	情報公開制度のあらまし	2～ 8
1	制度の体系	
2	制度の目的	
3	「静岡県情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の概要	
4	「静岡県情報公開条例」の概要	
5	「静岡県個人情報保護条例」の概要	
第2	情報公開制度の運用状況	9
1	利用状況	
2	公開、開示等の状況	
3	情報提供の状況	
4	主な情報提供資料及び有償刊行物	
第3	静岡県情報公開審査会及び静岡県個人情報保護審査会の運営状況	10
1	審査会の開催の状況	
2	審査会への諮問の状況	
3	審査会の答申の状況	
4	静岡県情報公開審査会及び静岡県個人情報保護審査会委員	
第4	静岡県情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	11～ 12
1	審議会の開催の状況	
2	審議の内容	
3	静岡県情報公開・個人情報保護審議会委員	

第1 情報公開制度のあらまし

1 制度の体系

本市では、「静岡市自治基本条例」において市の情報公開について規定しています。そして、情報公開の基本条例である「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の下に「静岡市情報公開条例」「静岡市個人情報保護条例」を配し、情報公開制度を運用しています。また、下記体系図のとおり、会議の公開等の諸施策を含んだ総合的な情報公開制度を目指しています。



2 制度の目的

「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」は、静岡市の情報公開制度の根幹を成す基本条例であり、市民と市が行政情報を共有することによる市政への市民参画の促進を図り、市民の理解及び信頼の下に、公正で民主的な市政を運営していくことを市の基本理念として掲げています。

「静岡市情報公開条例」は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利を明らかにし、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加の推進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的としています。

また、「静岡市個人情報保護条例」は、市が保有する個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて、法令に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としています。

3 「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の概要

- (1) 情報公開及び個人情報の保護を総合的に推進し、市民と市が行政情報を共有することによる市政への市民参画の促進を図り、もって、市民の理解及び信頼の下にある公正で民主的な市政の発展に資することを市の基本理念としています。(第1条)
- (2) 情報公開を推進するため、市が保有する情報の公開、提供及び公表並びに附属機関等の会議の公開について規定することとしています。(第9条、第10条、第11条、第12条関係)
- (3) 別に条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、市が保有する個人情報について、当該個人からの請求に応じ、その開示、訂正又は利用停止を行うことを明らかにしています。(第13条、第14条関係)
- (4) 市が保有する情報に関する基盤整備として、その情報の適正管理や情報公開制度の改善等について規定することとしています。(第15条、第16条関係)
- (5) 情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進を図るため、静岡市情報公開・個人情報保護審議会を設置することとしています。(第18条関係)
また、特定個人情報保護評価の結果を記載した書面について意見を述べるため、同審議会に部会を設置することとしています。(第23条の2関係)

4 「静岡市情報公開条例」の概要

(1) 実施機関

この制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人です。

(2) 対象となる公文書

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものです。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除かれます。

(3) 請求権者

誰でも公文書の公開を請求することができます。

(4) 請求手続及び決定

公文書の公開の請求は、請求書に必要な事項を記載し、実施機関に提出して行います。

実施機関は、請求があったときは、請求書を受理した日から起算して原則15日以内に公開決定等を行い、その旨を書面により通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長する場合があります。

(5) 公開の実施方法

公文書の公開は、あらかじめ実施機関が指定した日時に、原則として情報公開の窓口で行います。

(6) 公文書の公開義務

公開の請求があった公文書は、公開することが基本原則です。ただし、公文書には公開することにより個人の権利利益を侵害するものや、行政の公正かつ適正な運営を妨げることになるものなどがありますので、それらの情報が記載されている公文書は除かれます。

(7) 第三者の保護

公開の請求があった公文書に第三者の情報が記載されているときは、実施機関は、これらの第三者に意見書を提出する機会を与えるなど、公開の決定に当たり、十分な検討を加えなければなりません。

(8) 審査請求及び情報公開審査会

非公開の決定がなされたときなど、公文書の公開の請求に対する決定（処分）について不服があるときは、この決定をした実施機関の上級行政庁（審査庁）に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、「静岡市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

この審査会は、第三者的性格の救済機関で公正かつ客観的な判断をするために設けられた市長の附属機関です。

(9) 他の閲覧制度等との関係

他の法令等の規定により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、この条例の適用はありません。

(10) 適用除外の公文書

この条例は、市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しません。

また、その他の適用除外公文書（公開請求の対象とならない公文書）については、静岡市情報公開条例附則の経過措置で規定しています。この適用除外公文書について、公開の申出があった場合も、これに応じるよう努めるものとしています。

(11) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の公開のほか情報公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、理解しやすい方法で市民に明らかにされるように情報の提供施策の充実に努めるものとします。

(12) 出資法人の情報公開

市が出資している法人で市規則で定めるものは、条例の趣旨にのっとり、その法人が保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、実施機関は、出資法人に対し、情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう指導することとしています。

(13) 費用負担

閲覧については、無料です。

写しの交付については、市規則で定める額です。

(単色刷り 1 枚10円、多色刷り 1 枚50円等)

(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しています。

5 「静岡市個人情報保護条例」の概要

(1) 個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報及び特定個人情報

ア 個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するものをいいます。

（ア）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（イ）個人識別符号が含まれるもの

イ 個人識別符号

個人識別符号とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号（特定の個人の身体的特徴等を変換した符号又は個人に発行される書類等に記載された符号で個人ごとに割り当てられるもの）をいいます。

ウ 要配慮個人情報

要配慮個人情報とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの）をいいます。

エ 特定個人情報

特定個人情報とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）をいいます。

(2) 実施機関

この制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人です。

(3) 市民及び事業者の責務

市民の方には、この条例により保障された権利を行使していただくとともに個人情報の保護に関する市の施策について協力していただくこととしています。

一方、事業者の方には、事業活動に伴い個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を深く認識していただき、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を行うよう努めていただくこととしています。

(4) 個人情報の取扱いの一般的制限

実施機関は、個人情報の取扱いをするとき、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で適法かつ公正な手段により、行わなければなりません。

また、実施機関は、法令等の定めがあるときを除き、個人の思想、信条、宗教及び社会的差別原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報の取扱いをしてはなりません。

(5) 保有個人情報の取扱いに係る業務の届出

実施機関は、保有個人情報の取扱いに係る業務の開始に当たって、あらかじめ業務の名称、利用目的、内容、要配慮個人情報の有無等を市長に届け出なければなりません。

(6) 収集、利用及び提供の制限

実施機関は、個人情報（特定個人情報を除きます。）を収集するときは、収集目的その他規則で定める事項を明らかにして、法令等の規定に基づくときなど特別な場合を除いて、原則本人から収集しなければなりません。

また、実施機関は、届け出た業務の目的の範囲を超えた個人情報の記録の利用（目的外利用）及び実施機関以外のものへの保有個人情報（保有特定個人情報を除きます。）の提供（外部提供）をすることはできません。ただし、条例には収集の制限と同様に例外規定が設けられています。

(7) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報の記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置をとるよう努めるものとしています。

(8) 開示の請求

誰でも、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報（公文書に記録されている本人に関する個人情報）の開示を請求することができます。

実施機関は、開示請求者以外の個人に関する情報や、法令等の定めるところにより開示することができないとされているものなどについては、当該保有個人情報を非開示とすることができます。

(9) 訂正等（訂正、削除及び目的外利用等の中止）の請求

誰でも、自己を本人とする保有個人情報について事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、保有個人情報の訂正を請求することができます。

また、保管等の制限を超え、又は収集の制限の規定によらないで保有個人情報が収集されたと認められるときは、保有個人情報の削除を請求することができます。

さらに、各規定の手続によらないで保有個人情報の目的外利用等がされたと認められるときは、実施機関に対し、目的外利用等の中止を請求することができます。

(10) 請求方法及び決定

ア 保有個人情報の開示、訂正等の請求は、請求書に必要事項を記載し、本人であることを明らかにして、実施機関に提出して行います。

イ 実施機関は、請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して、原則として、開示の請求にあつては15日以内に、訂正等の請求にあつては30日以内に諾否の決定を行い、その旨を書面により通知します。

(11) 開示の方法

保有個人情報の開示は、あらかじめ実施機関が指定した日時に、原則として情報公開の窓口で行います。

(12) 審査請求及び個人情報保護審査会

非開示等の決定がなされたときなど、保有個人情報の開示請求等に対する決定（処分）について不服があるときは、この決定をした実施機関の上級行政庁（審査庁）に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、「静岡市個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

この審査会は、第三者的性格の救済機関で公正かつ客観的な判断をするために設けられた市長の附属機関です。

(13) 受託者の責務

受託者（実施機関から個人情報の記録、加工等の処理の委託を受けたもの）は、その業務を行うに当たって、漏えいの防止その他個人情報の保護に関して実施機関と同様の義務を負います。

(14) 事業者への指導、苦情相談

市長は、事業者による個人情報の取扱いが不相当であると認められるときは、当該事業者に対して説明

又は資料の提出を要請するほか、審議会の意見を聴いて、取扱いの是正又は中止を指導することができます。

また、事業者による個人情報の取扱いに関する苦情の相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めます。

(15) 費用負担

ア 閲覧については、無料です。

イ 写しの交付については、市規則で定める額です。

(単色刷り 1 枚10円、多色刷り 1 枚50円等)

(16) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しています。

(17) 罰則

実施機関の職員などが、正当な理由がないのに、保有個人情報や個人情報ファイルを提供又は盗用したときや、職員が職権を濫用して個人の秘密事項が記録された文書等を収集したときは罰せられます。

また、個人情報保護審査会の委員が、職務上知りえた秘密を漏らしたときや偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けたときも罰せられます。

第2 情報公開制度の運用状況

(1) 利用状況

(単位：件)

年 度	利用件数	情報公開		個人情報保護	
		公開請求	任意的公開	開示請求	訂正請求等
令和3	4,384	4,261	40	83	0
令和2	4,147	4,063	8	76	0
令和元	3,486	3,381	4	101	0

(2) 公開、開示等の状況

ア 情報公開請求

(単位：件)

年 度	請求件数	処理状況						
		公 開	部分公開	非公開	不存在	却 下	取下げ	公開率%*
令和3	4,261(4,301)	3,116(3,127)	560(570)	26(26)	333(349)	3(3)	223(226)	99.2(99.3)
令和2	4,063(4,071)	3,173(3,175)	422(426)	16(16)	229(229)	0(0)	223(225)	99.6(99.6)
令和元	3,381(3,385)	2,786(2,788)	207(208)	7(8)	175(175)	0(0)	206(206)	99.8(99.7)

()は、任意的公開件数を含む件数

* 公開率=(公開+部分公開)÷(公開+部分公開+非公開)

イ 保有個人情報開示請求

(単位：件)

年 度	請求件数	処理状況						
		開 示	部分開示	非開示	不存在	却 下	取下げ	開示率%*
令和3	83	33	25	0	21	1	3	100.0
令和2	76	35	18	0	11	1	11	100.0
令和元	101	53	29	0	15	0	4	100.0

* 開示率=(開示+部分開示)÷(開示+部分開示+非開示)

※(1)及び(2)については、公開決定等の期限の特例(期限延長)による未処理件数を含まない。

(3) 情報提供の状況 ※静岡市行政資料取扱要綱に基づく

種別	主な資料	令和3年度実績
行政資料	統計書、市政概要、市民意識調査、市報、市議会会議録等	行政資料送付数 118件
		提供先 各市立図書館、県民サービスセンター、県立中央図書館等
有償刊行物	静岡市統計書、市民文芸等	有償刊行物決定数 6件
		販売実績 95冊 102,200円

第3 静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会の運営状況

1 審査会の開催の状況

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 情報公開審査会の開催回数 | 7回 |
| (2) 個人情報保護審査会の開催回数 | 2回 |

2 審査会への諮問の状況

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 情報公開条例に係る諮問件数 | 13件 |
| (2) 個人情報保護条例に係る諮問件数 | 0件 |

3 審査会の答申の状況

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 情報公開条例に係る答申件数 | 2件 |
| (2) 個人情報保護条例に係る答申件数 | 0件 |

4 静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会委員

(会長以外は、五十音順)

(委嘱期間：令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	松田 康太郎	静岡県弁護士会
委員	浅野 智裕	静岡県弁護士会
委員	高橋 正人	静岡大学人文社会科学部准教授
委員	高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部教授
委員(職務代理)	宮田 逸江	静岡県弁護士会

(委嘱期間：令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	宮田 逸江	静岡県弁護士会
委員(職務代理)	朝倉 保	静岡県弁護士会
委員	浅野 智裕	静岡県弁護士会
委員	高橋 正人	静岡大学人文社会科学部教授
委員	高畑 幸	静岡県立大学国際関係学部教授

第4 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 審議会の開催の状況

- (1) 審議会の開催回数 0回
(2) 部会の開催回数 0回

2 審議の内容

- (1) 審議会の審議内容
案件なし
(2) 部会の審議内容
案件なし

3 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員

(1) 審議会の委員

(会長及び職務代理以外は、順不同)

(委嘱期間：令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部教授
委員	秋山 雄司	公募
委員	池谷 道男	静岡人権擁護委員協議会
委員	酒井田 努	静岡県弁護士会
委員	桜井 俊秀	静岡商工会議所
委員	櫻井 郁子	公益社団法人静岡県看護協会
委員	辻本 元彦	公募
委員	藤田 憲一	静岡文化芸術大学名誉教授
委員	西ヶ谷 さち子	静岡市しみず女性の会
委員	吉崎 暢洋	常葉大学法学部教授

(委嘱期間：令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部教授
委員	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
委員	藤田 憲一	静岡文化芸術大学名誉教授
委員	石川 茂吏	静岡県弁護士会

委員	深澤 光	静岡人権擁護委員協議会
委員	山内 真一	静岡商工会議所
委員	櫻井 郁子	公益社団法人静岡県看護協会
委員	鈴木 とみ子	静岡市しみず女性の会
委員	前田 芳秀	公募
委員	野尻 浩太	公募

(2) 部会の委員及び専門委員

(会長以外は、順不同)

(委嘱期間：令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部教授
専門委員	池田 哲夫	静岡県立大学経営情報学部教授
委員	酒井田 努	静岡県弁護士会
委員	吉崎 暢洋	常葉大学法学部教授

※池田専門委員の委嘱期間のみ、令和2年5月1日から令和4年4月30日までの2年間

(委嘱期間：令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間)

【職名】	【氏名】	【所属等】
会長	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部教授
専門委員	池田 哲夫	静岡県立大学経営情報学部客員教授
委員	石川 茂吏	静岡県弁護士会
委員	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授